

## 高知県農福連携推進アドバイザー事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、県内における農福連携の取組の活性化を図るため、地域の農福連携支援会議等に対して農福連携の取組を先進的に実施している組織等の関係者（以下「アドバイザー」という。）を派遣等することを目的とする。

### (支援の内容)

第2条 アドバイザーによる支援の内容については、別表1のとおりとする。

### (支援の対象)

第3条 アドバイザーによる支援の対象は、次の各号のいずれかに該当する組織等（以下「事業主体」という。）とする。

- (1) 農福連携支援会議（地域における農福連携の取組の促進及び関係機関の情報共有等を目的として設立された組織）
- (2) 農福連携支援会議の立ち上げを検討している市町村や農業関係者等

### (派遣等の申請)

第4条 アドバイザー事業を活用しようとする事業主体は、別記様式第1号による高知県農福連携推進アドバイザー事業申請書を知事に提出するものとする。

### (派遣等の決定及び通知)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、アドバイザーの派遣等の適否を決定して、その旨を申請者に文書により通知する。

### (派遣等の変更及び中止)

第6条 前条の規定により派遣等の決定を受けた事業主体は、アドバイザーの変更をするとき、指導・助言等の内容の変更をするとき、指導・助言等の回数の増加変更をするときは、あらかじめ、別記様式第2号による高知県農福連携推進アドバイザー事業変更（中止）申請書を知事に提出するものとする。なお、回数を減少する変更の場合は、その旨を知事に通知するものとする。

### (派遣等の変更（中止）決定及び通知)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、アドバイザー派遣等の変更（中止）を決定し、結果を事業主体及びアドバイザーに通知する。

(アドバイザーへの謝金等の支払)

第8条 アドバイザーへの謝金等の額は、予算の範囲内において、次の(1)と(2)の合計額とする。

(1) 報償費

別表1に掲げる指導・助言を事業主体に対して行った時間について、1時間あたり3,000円とする。なお、指導・助言に係る事前準備(資料作成等)に係る時間や指導・助言の実施に係る移動時間は、報償費の算定基礎に加えない。

(2) 旅費

県の旅費規定に基づき算定した旅費相当額

2 謝金の支払は、指導・助言等の終了後に別記様式第3号による高知県農福連携推進アドバイザー指導・助言日誌の提出を県が受理した後に支払うものとする。

なお、高知県農福連携推進アドバイザー指導・助言日誌については、高知県農福連携推進アドバイザー事業を活用した事業主体が内容を確認して知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 事業主体は、指導・助言等を完了したときは、30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第4号による実績報告書を提出するものとする。

(情報の開示)

第10条 高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく、開示請求があった場合には、原則として開示する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和5年8月14日から施行する。

別表1（第2条、第8条関係）

支援分類（大分類）		支援分類（中分類）		派遣等の回数
番号	内容	番号	内容	
1	農福連携支援会議の活性化	(1)	より効果的な支援会議の活動に関する指導・助言 (勉強会形式)	予算の範囲内で実施
		(2)	より効果的な支援会議の活動に関する指導・助言 (支援会議に同席するなどして、スーパーバイズ)	
		(3)	農業側のニーズ把握や障害理解を図るための指導・助言	
		(4)	生きづらさをかかえた人等のケース検討の進め方に関する指導・助言	
		(5)	その他	
2	農福連携支援会議の立ち上げ支援	(1)	農福連携の意義や目的の関係者間の共有や、農福連携支援会議等の立ち上げに係るノウハウ等に関する指導・助言	
		(2)	その他	